

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 6月 20日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都葛飾区新宿六丁目1番1号 三菱瓦斯化学株式会社 東京研究所 氏 名 所長 古川 喜久夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3627-9411</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	三菱瓦斯化学株式会社 東京研究所
事業場の所在地	東京都葛飾区新宿六丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業（研究開発）
②事業の規模	製品出荷額 0百万円（研究開発のため、出荷なし）
③従業員数	278
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油/PCB → 焼却 廃酸 → 中和処理 廃酸（塩化鉄） → 還元回収・リサイクル 廃アルカリ → 中和処理 汚泥 → 焼却 廃水銀等 → 焙焼

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 別紙1参照	
---	--

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	39.61 t	25.26 t
	(これまでに実施した取組) 研究は失敗前提の活動のため、廃棄物発生抑制は困難である。その上で、特別管理産業廃棄物の排出量の抑制するため、下記の事業の効率化・省資源化を行っている。 ・ 試薬類の過剰な購買が発生しないように審査する。 ・ 試作品の早期製品化を図る。 ・ 開発品の絞り込みによる廃液発生量の抑止を図る。 ・ 企画の段階で産業廃棄物発生に対する評価を加える。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	40.00 t	30.00 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油のドラム缶・ポリ缶は危険物を収納できる倉庫に収容、塩化鉄(廃酸)は屋外廃液タンクに収容。酸・アルカリ廃液は種類別にポリドラムに収容、廃試薬は品種毎にリストを作成し排出管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
排 出 量	2.95 t	2.50 t	0.01 t	0.15 t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
排 出 量	5.00 t	5.00 t	0.50 t	0.50 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
排出量	- t	0.02 t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
排出量	0.50 t	0.10 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	39.61 t	25.26 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.29 t	6.17 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	19.09 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
全処理委託量	2.95 t	2.50 t	0.01 t	0.15 t
優良認定処理業者への処理委託量	2.95 t	2.50 t	0.01 t	0.15 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等		
全処理委託量	- t	0.02 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	0.02 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	40.00 t	30.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10.00 t	10.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	20.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	70.49 t	
(今後実施する予定の取組) 2020年より電子マニフェストを導入。			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）
全処理委託量	5.00 t	5.00 t	0.50 t	0.50 t
優良認定処理業者への処理委託量	5.00 t	5.00 t	0.50 t	0.50 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

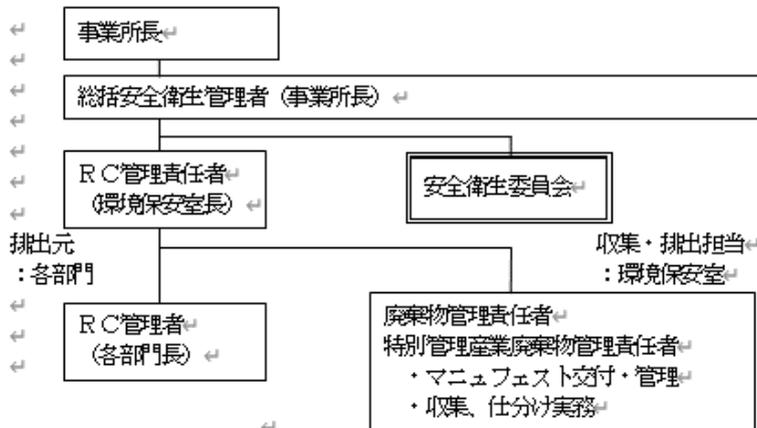
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (金属等を含むもの)	廃水銀等		
全処理委託量	0.50 t	0.10 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.50 t	0.10 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理体制図



責任者	役職：事業所長、総括安全衛生管理者
産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者	環境保安室長
廃棄物担当	組織名：環境保安室 (1) 廃棄物管理責任者 役職：室長 (2) 工場外排出・処理担当 役職：室長 (3) 構内収集・分別担当 役職：室長
役割	安全衛生委員会 ○センター全体の廃棄物の減量化、再利用、適正処理の推進に関する計画の承認、及び計画進捗状況の確認を行う。 会長：総括安全衛生管理者 (所長) 委員：RC管理責任者 (環境保安室長) RC管理者 (各部門長) 事務局：環境保安室
	廃棄物管理担当者 ○廃棄物管理基準類の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○廃棄物処理施設の選定・維持管理 ○処理業者、再生利用業者の調査・監査・選定 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付及び保管管理 ○監督官庁への各種届出・報告 ○社員・協力会社員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

教育・研修

発生する廃棄物の特性については、各部門が構成員に対して教育する。廃棄物の処理についての教育は環境保安室が各部門または個人に対して行う。

情報公開

廃棄物の発生、分別、再利用、廃棄状況について整理し、全社のRCレポートに反映させる。
周辺自治会に対して1回/年以上、事業所活動についての説明会を開催する。